

訪問介護重要事項説明書

〈 年 月 日 現在〉

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0285-40-7770(代) (8:30~17:30)

担当 小笠原 和歌子

※ご不明な点はお尋ね下さい。

2 概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人小金井中央病院 訪問介護ぬくもり
所在地	栃木県下野市小金井1丁目14番3
介護保険指定番号	訪問介護 (栃木県 0962390050号)
サービスを提供する地域	下野市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計	
管理者	1名	名	サービス管理全般	1名	
サービス提供責任者	3名	名		3名	
従業者	介護福祉士	4名	日常介護業務	4名	
	1~2級修了者	名	3名	日常介護業務	3名
	3級修了者	名	名		名

(3) サービスの提供時間帯

営業日 年中無休

営業時間 午前7時~午後9時

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助・・・全部・一部・見守り介助、水分補給、治療食調理
- ・入浴介助・・・全部・一部・見守り介助、衣類着脱
- ・排泄介助・・・トイレ・ポータブルトイレ誘導(全部・一部・見守り介助)、おむつ交換
- ・清拭・・・・・・全部・部分
- ・体位交換

※その他の身体介護は、相談・依頼によります。

(2) 生活支援援助

- ・買物・・・日用品で必要なもの
- ・調理・・・1～3食分、普通食
- ・掃除・・・居室、台所、浴室、トイレ、廊下等の生活範囲内
- ・洗濯・・・洗う、干す、取り込む、たたむ、しまう

※その他の家事援助は、相談・依頼によります。

(3) その他のサービス

- ・介護相談・・・相談・助言

※その他のサービスは、相談・依頼によります。

4 利用料金

(1) 利用料（1割負担及び2割負担、3割負担）

サービス時間	身体型	サービス時間	生活支援型
30分未満	268単位	20分以上45分未満	197単位
30分以上1時間未満	426単位	45分以上	242単位
1時間以上1時間半未満	624単位		
以降30分増す毎に算定	90単位		
身体介助＋生活援助の場合	※ 72単位		

※身体介助に引き続き生活援助を行った場合の加算

- ・上記に特定事業所加算Ⅱが含まれています。
- ・他に初回加算、地域区分、処遇改善加算Ⅲ等の対応あり（別紙1参照）

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

通常の実施地域外	片道5km未満	無料
	片道5km以上10km未満	片道200円

(3) その他

- ① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
毎月20日までに、料金を記入した封筒をお渡ししますので、そちらにお金を入れ、お支払い下さい。お支払い頂きますと、領収証を発行します。
- ③ サービス利用のキャンセルについて
利用者の都合で、サービス利用のキャンセルをする場合は、訪問予定時間の1時間前までに介護支援専門員又は当事業所に連絡下さい。
利用者・ご家族の緊急時により連絡が出来なかった場合を除いて、上記の時間までに連絡がない場合はキャンセル料として、当日利用者負担額と交通費(200円税別)を頂きます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、介護支援専門員へご相談下さい。介護支援専門員から連絡を頂き次第、当事業所職員がお伺い致します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が施設等に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。

利用者がサービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6 当社の訪問介護サービスの特徴等

いつでも、どこでも、誰にでも、利用者のニーズに基づいて速やかに対応していくことをモットーに、ご利用しやすい質の高い在宅ケアを提供させていただきます。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

① 自宅に家族がいる場合

・ご家族より主治医へ連絡して頂き指示を得る。

② 自宅に家族がいない場合

・当事業所に連絡し状況を説明し、当事業所からご家族・介護支援専門員等に連絡し指示を得る。

・指示により必要時は救急車の手配をする。

8 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には事務所から連絡を受け市町、ご家族等に連絡を行い必要な対応をしていきます。また、その状況及び一連の過程について過程支援として記録させていただきます。

9 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を予防するため、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果についてサービス従業者の周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。

⑤ サービスの提供中に、当該サービス従業者又は養護者(現に養護しているご家族・ご親族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

10 サービス内容に関する苦情

① サービス相談窓口 担当：小笠原 和歌子

電話：0285-40-7770(代) FAX：0285-40-7775

(受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30)

② 上記以外に、国民健康保険団体連合会、市の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

・国民健康保険団体連合会(介護保険課)

電話：028-643-5400 FAX：028-643-5411

・下野市役所(高齢福祉課)

電話：0285-32-8904 FAX：0285-32-8602

1 1 第三者評価の実施状況について

実施の有無 → 無

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 栃木県下野市小金井1丁目14番3

名称 医療法人小金井中央病院

訪問介護ぬくもり

代表者 理事長 田中 昌宏 印

説明者

氏名 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要要綱の説明を受けました。

利用者

氏名 印

住所

(代理人)

氏名 印

住所

別紙 1

- ・ 初回加算
利用初回月に、200単位を加算します。

- ・ 地域区分
下野市：7級地 上乗せ割合3%（10,21円）を加算します。

- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）
〈体制要件、人材要件に適合する場合〉
基本単位数の10%を加算します。

- ・ 処遇改善加算（Ⅲ）
〈介護職員の資質向上、処遇改善〉
総単位数に、18.2%を加算します。